

第三者評価結果

事業所名：川崎市生田保育園

共通評価基準（45項目）

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 川崎市の保育理念にもとづき、園独自に保育方針、保育目標を明確にして、パンフレットや「園のしおり」などに掲載しています。冊子「生田保育園の保育」に保育理念と保育方針、保育目標を明記し、入園時面談や説明会で重要事項説明書とともに保護者に内容を説明しています。クラス目標や担任の思い、クラスのキャッチコピーもつけ、分かりやすい資料にして配布しています。川崎市立保育園共通の保育理念のもとに、多摩区のランチ園として地域に向けた活動なども明確にしています。新年度には職員全員で内容や周知状況を確認し、会議ごとに振り返っています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 公立保育園であり地域性を考えて、川崎市の運営管理課や地域福祉活動推進計画などから、園を取り巻く状況把握や分析を行っています。川崎市では分析結果にもとづき、川崎市の基本計画を策定し、公立園の園長会等で共有しています。園では基本計画に沿い、多摩区のランチ園として地域の子育て事業や民間保育園との連携に取り組んでいます。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 公立園でもあり職員体制や設備の整備、職員体制、財務状況等の分析を川崎市が行い、課題を明確にして取り組んでいます。地域の課題や民間保育園との連携などについては園内の会議で伝え、職員全体で共有後に意見交換して改善に向け取り組んでいます。職員の世代交代の課題に取り組んでいますが、さらに具体的な活動にする必要性を感じています。予定された園舎の建て替えが完成し、ランチ園としての機能充実に取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 川崎市の「かわさき10年戦略」と川崎市保育基本計画「川崎市こども未来応援プラン」、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」により、中長期の方向性を示しています。園では川崎市の公立保育所運営指導方針や運営の手引きにもとづき、中長期的な保育園運営方針を明確にしています。方針では保育園運営の計画を示すと共に地域の親子を支援する計画を明示しています。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 毎年年度初めに、中・長期計画にもとづいた園の運営方針や組織目標を基本とした事業計画を策定しています。園長や園長補佐、プロジェクトリーダーを中心に職員が意見を出し合い、職員全員が理解するように取り組んでいます。事業計画は前年度の事業計画の実施状況や達成状況を踏まえ、保育計画や地域の子育て支援および民間園連携人材育成の計画について具体的に策定しています。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は職員の意見も聞き取り、職員に係やプロジェクトを分担して具体的に策定しています。計画の実行や評価は乳幼児会議や、リーダー会議、全体会議で報告・確認して共有し、園長がまとめ、全体会議で周知しています。園以外に市の検討委員会や連絡会にも参加して検討を行い、その結果を職員会議などで職員に周知しています。計画を見直し、コロナ禍で実施が難しくなった計画には、ICTを取り入れた内容に変更して対処しています。コロナ禍により会議の時間が十分に取れず、計画の見直しは十分でないと感じています。年度末に職員は反省と、園への評価を提出し、明らかになった課題を再度話し合い検討しています。</p>	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>例年開催の保育内容説明会は感染症対策を検討のうで中止とし、資料により説明をしました。資料は全体の年齢発達が見通せるような説明、クラス発信は写真やエピソードを利用して分かりやすく配慮しています。アプリケーションを採用して既読確認もできるようにし、周知の徹底を図っています。クラスだよりや健康観察など多くの情報をアプリケーションで配信できるようになりましたが、保護者のICTへの理解促進が十分でない点もあります。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>職員が参加して保育の質を話し合い、全体的な計画や指導計画に施策を掲載しています。プロジェクトを作り、区で作成したセルフチェックリストや自己評価などで保育の質を評価しています。自己評価を毎年行い、定期的に第三者評価を受審しています。指導計画を担当が日々振り返り、毎月指導計画の評価・反省を行って次月の計画策定に生かしています。主体的に遊ぶプロジェクトや保育ドキュメンテーションを使って職員の対話を促す取組で、保育の質の向上に努めています。職員が参加して取り組む姿勢により、職員の理解が進んでいます。</p>	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の質について毎年、職員個々に自己評価を行うとともに、園としての自己評価及びクラスやプロジェクトでの評価・見直しを行い、反省点や課題も明記して全体会議で職員に周知しています。課題は日々の振り返りやそれぞれの会議で検討しています。職員の意見により、広い廊下を生かした保育方法や遊具の改善も行っています。全体的な計画は前年度の反省をもとに素案を作り、職員全員で確認し、意見を取り入れて指導計画などに展開し、保育の質の向上に取り組んでいます。最近ではコロナ禍の改作のため見直しは複数回になっています。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>川崎市の指導方針や保育指針をもとに、園長は「生田保育園運営方針」を策定し、年度職務分担表で園長自らの責務や職務内容を表明しています。園長の役割と責任を文書にして、4月の全体会議で職員全員に周知しています。職務分担表に園長補佐や主任などの職務内容や担当を示すことで、管理者や互いの役割が明確になり、職員の理解につながっています。園長不在時における権限は委任順位を決め、指示系統も明確にしています。</p>	

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は川崎市の研修に参加し、川崎市定例園長会や多摩区施設長連絡会などで、法令遵守について理解を深め、運営を行っています。「職員サービスハンドブック」を使用し、新入職員は読み合わせを行い、職員はeラーニングによる研修で学んでいます。年に2回（正職員は4回）サービスチェックシートによる自己点検を実施しています。環境へのSDGsなどについても会議で確認し、園でできることに取り組んでいます。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は保育の質の向上のために、職員が自己発揮できるようにしています。担当やプロジェクトなどの体制により、職員が主体的に取り組めるように運営方法や人材育成などで指導しています。正規職員だけでなく会計年度職員も含め、経験年数や得意分野の違いを超えてお互いに学び合う体制を作っています。職員の活動には園長も参加して、担当する職員と違った視点での評価やアドバイスにより指導しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は職員の業務の現状を分析し、業務量や人員配置を検討しています。業務分担も整理して自己発揮やキャリアパスを配慮しています。休暇を取った際にはお互いに負担のないように配慮し、有給取得率を改善しています。これまで園長補佐が行っていたシフト表作成を現場の職員が作り、働きやすいように配慮しています。職員は年ごとにテーマを決め、担当やプロジェクトのチームごとにテーマに沿った学習を行っています。全員が組織的な取組を始めており、今後期待されます。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園の人材確保、育成等については川崎市が基本的な方針を立てて明示しています。園の子ども数や障がい児加配など、定められた配置基準に従って必要な人材が計画され配置されています。毎年2月に市に必要な人材の要望を提出して人材確保を行い、会計年度職員は園で調整しています。園は発達相談支援コーディネーター研修を受講した5人の職員を配置し、地域療育センターや子ども家庭センターに勤務経験のある職員や看護師などもいるものの、さらなる強化が必要と考えています。</p>	
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 川崎市の「人材育成計画・求められる像」には職員としてあるべき姿が、「川崎市保育の質ガイドブック」には保育士や栄養士などのあるべき姿が明示されています。職員の異動や昇格などの基準やキャリアパスが描けるような資料を配布し、説明して周知しています。人事管理は川崎市の人事評価制度にもとづき、園長が年に3回（年度初め・中間・年度末）職員との面談で貢献度や課題等の確認をしています。川崎市の職員として、将来の自分の姿を描くことができる仕組みができています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は時間外労働、有給の取得等も含め就業状況を把握し、意向を聞いて職員が働きやすいように配慮しています。職員は産業医の職場巡視や相談の仕組みがある上、別途ストレスチェックや相談に応じる体制があります。園内に働き方改革の担当を設けて、日常の業務やワークライフバランスについて検討し、改善策を提案・実行しています。園長は実施されている会議内容を精査し、感情にとられない話し合い、勤務時間内での会議実施などに配慮しています。職員の意向に配慮しての職場づくりは、職員アンケート調査からも評価につながっています。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 川崎市の人材育成計画に求められる能力が明示され、それにもとづき職員が個人の目標を立てています。目標は「標題・水準・手段・役割・難易度」等の内容を具体的に設定し、園長との面談で方向性や達成状況の確認をしています。面談は定められた年2回、及び園独自で追加するとともに、会計年度職員に対しても園長が面談を行い、個々の目標管理を行っています。目標を設定し、その内容や達成状況を確認しています。園内に指導者研修を受講した育成担当3名を配置して、職員の意向を聞き、OJTも含めた人材育成を行っています。	
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 川崎市の人材育成研修計画において求められる職員像が明示されており、その達成に向けた職種別階層別研修などの研修が計画されています。園では研修年間計画・実施表を作成し、研修や個人ごとに管理しています。研修は職種階層別の研修の他に、発達支援や子どもの権利などの課題別研修を計画しています。研修受講実績を、研修年間計画・実施表で研修報告までを含めて管理しています。	
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 職員個々の知識や、技術水準・専門資格をキャリアシートなどで把握しています。園内での研修担当やOJT担当の支援により、研修計画や階層別人材育成シートに基づく人材育成に取り組んでいます。園内に研修担当を設け、職員が主体的に希望し受講しやすいように支援して、育成につながるよう取り組んでいます。今年度からICTを利用したズーム研修も取り入れ、短時間で受講しやすいようにして受講率と業務改善の効果を上げています。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 川崎市「実習生受け入れマニュアル」や「多摩区公営保育所実習生受け入れマニュアル」をもとに園でマニュアルを作成し、実習生を受け入れています。実習生受け入れにあたり、慣れないズームでの実習場面では、困惑する学生のメンタル面にも配慮しつつ、やりがいのある保育の意義などを伝えていきます。学校との情報交換も行い、実習担当者による実習生への助言・指導・反省・評価を行っています。実習生受け入れにより未来の保育士の育成を目指していますが、コロナ渦での対応のため十分に出来なかった反省があります。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> 川崎市と多摩区のホームページや子育てアプリなどで園に関する情報を公開しています。園の紹介、保育方針、保育目標、園だより、子育て支援事業の内容、苦情・相談対応について、また、体制、第三者評価の受審結果などを知らせています。いろいろな手段を使い多くの情報を公開しています。地域に向けて紙媒体を使い、園の概要や地域支援、民間連携便りを定期的に配布しています。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント> 川崎市の規定に則り、園長は透明性があり風通しの良い園運営に努めています。川崎市のサービス規準に従って運営し、全職員はリストによるサービスチェックを年2回実施しています。定期的に内部監査・外部監査が実施されています。5月に行われた川崎市保育指導監査での指摘指導はありませんでした。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園の保育方針に地域とのかかわりを明示して、関係資料に掲載しています。園見学や保育説明会などで地域支援や幼保小連携について保護者に説明しています。施設内にある「子育て支援スペースいくた」を活用し仲間づくりや相談できる居場所になっています。コロナ禍で交流が減る中で、子どもが地域と交流ができる機会を増やす工夫を検討できてはいます。今後直ぐに実施できる準備は整えています。</p>	
<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> コロナ禍での配慮を行い、中高生の職場体験学習、高校生・大学生のインターンシップなどの活動を継続しています。ボランティアなどの受け入れは「事前説明マニュアル」を使い、感染症対策の「健康観察表」を提出してもらっています。シルバー人材センターからの受け入れも行っていますが、受け入れに対する基本姿勢を明文化しておらず、文書化してマニュアルなどへの掲載が期待されます。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p><コメント> 園舎を建て替える際、関係機関にアピールし、連携をとれるように連絡を取っています。多摩区役所の関係機関や療育相談センター、地域の医療機関などのリストや資料を作り、職員に周知しています。園舎や、園庭、支援スペース、教材などの貸し出し用品のリストも備えています。園のしおりや多摩区地域子育て情報BOOKにも子育て支援事業について掲載しています。多摩区と麻生区の区境に園があり、それぞれの区の地域見守りセンターや児童相談所などと連携をとっています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント> 地域教育会議、子育て支援事業連絡会や地域見守り支援センター会議などに参加して情報交換とニーズ把握を行ってききましたが、コロナ禍の対応で開催を控えています。12月よりZoomによる苦情解決第三者委員会を開催し、今後はニーズ把握にもICTなどを役立たせたいと進めています。民生委員や区の保育総合支援担当、多摩区のセンター保育園と連携して地域のニーズ把握に努めています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
<p><コメント> 園舎の改築に伴い、入り口の異なった「子育て支援スペースいくた」を併設しています。直接に保育園が運営する施設ではありませんが、現在は常勤の職員がいないため、受付やその他のサポートを園が行い、地域の子どもや保護者の支援を行っています。園からは子育て連続講座をZoomで提供(3回)し、また、毎月複数回、園内外の設備を使って地域子育て支援事業を計画し、実施しています。園庭を使って民間の保育園が運動会を開催し、子育てサークルが人形劇遊具を使うなどと共に、近隣施設へ職員による講師派遣を行い、地域貢献をしています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施
1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保育方針を「一人一人の子どもの心を大切にしてい保育」と定め、子どもを尊重した保育を行うことを明示しています。子どもの人権について区の園長補佐連絡会でまとめた冊子「子どもの人権を尊重する保育のために私たちが大切にしたいこと」では、具体的な子どもへの接し方が集約されています。それをもとに子どもの人権について話し合い、共通理解のもとに全職員が子どもの育つ力、思い、主体性、言葉かけ、環境づくりなど保育に反映させています。保護者には懇談会等で子どもの気持ちの尊重など人権について伝え、理解を深めています。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p><コメント> 上記の子どもの人権を大切にする冊子では、一人ひとりのプライバシーを大切に、羞恥心につながる言動に配慮することを挙げています。例えば、「嫌がることを聞いていないかな、パーソナルスペースを意識しているかな、あだ名をつけたり、呼び捨てにしているかな、等」があります。子どものプライバシーとは何かを常に考え、おむつ替えや身体測定時にはカーテンや衝立を設定したり、年長児は男女別で着替えを行っています。子どもが一人になりたい時には絵本コーナーを利用しています。保護者の相談は相談室や空き部屋で行っています。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p><コメント> 保育所の情報はリーフレットと川崎市のホームページで提供しています。リーフレットは区役所や子ども文化センター、子育て支援スペース生田に配架しています。リーフレットには園舎や子育て支援スペースの様子、園の見取り図が描かれ、保育目標、方針、一日の流れ、行事等を分かりやすく伝えています。ホームページでは園の概要、施設概要、運営内容を明示しています。新型感染症で見学ができない時はパワーポイントで見学者に園内の様子を可視化して説明しています。質問に応じ離乳食や延長保育、感染症対策等について説明しています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p><コメント> 入園や保育内容の変更の際は園のしおり、重要事項説明書等を用いて園の基本ルール、延長保育や保育料、生活時間等の説明を行っています。個人情報の取り扱いについて緊急時には医療機関へ必要な情報提供するなど利用目的を説明し、同意を得ています。保護者が記載する所定の書面にもとづき、食事や排せつ、睡眠状況等、子どもや家庭の状況を把握し、保護者の希望を聞いています。慣らし保育の日程を決め、保育に係る必要事項を互いに確認しています。配慮が必要な子どもの保護者へは栄養士や看護師が面談し、状況を把握、記録しています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保育所等の変更については、保護者の了解のもとに所定の引き継ぎ文書を用いて担任及び園長が変更先のこども園等と保育の継続性に配慮した対応をしています。また、転園先からの連絡を受け、情報交換や、その後の様子の報告を受けています。年長児は就学先の小学校に保育要録を送付しています。学校側には個別の情報を提供し学校生活がスムーズに送れるよう配慮しています。転園や卒園後も保護者に対して相談ができることを伝え、相談方法や担当職員について説明し、記載した文書を渡しています。</p>	

(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で子どもの表情や行動からその子の気持ちを受け取り、心が満たされるような保育をしています。また、夏祭りや運動会など行事を企画する中で、子どもが考えを出し合う機会を作り、思いや意見を述べやすい雰囲気を作っています。保護者とは日々の送迎時、個別面談、保育参観、年2回実施の懇談会で要望や意見を聞く機会を設けています。また、運動会や発表会など各行事ごとの感想や保護者アンケートから満足度や要望を捉えています。把握した結果を分析し、検討して保育サービスの質の上昇に努めています。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員2名を選任し、重要事項説明書等に連絡先を載せ、保護者に説明しています。「保育園における苦情解決の流れ」を玄関フロア壁に掲示し、意見箱を設置しています。出された意見・苦情については会議で検討して改善に向けて取り組んでいます。川崎市保育園苦情解決要綱、苦情申出受付書、苦情等解決記録等が整理されており、解決を図った記録を適切に保管しています。保護者から防犯カメラの設置について意見があった際には、対応策を検討し、申し出者に配慮したうえで園だよりや写真を掲示、公表しています。</p>	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>送迎時での会話や日々の連絡帳を通して相談や意見を交換しやすい場があります。子どもや保護者が相談しやすい相手を選び、気軽に話せるように、保育記録や写真掲示を活用して挨拶とともにさりげなく声をかけたり、お便りなどで周知に努めています。園長はじめ全職員が子どもや保護者と話しやすい関係づくりに努め、小さなことでも分かりやすく丁寧に伝えています。個人面談、懇談会、保護者参観、アンケートなどで保護者が相談や意見を述べる機会は多数用意されています。相談は支援スペースや空き教室を活用しています。</p>	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>年度初めの保育説明会が紙面による開催となり、相談対応の仕組みについて園だよりや発達コーディネーターだより、クラスだよりで保護者に伝えています。一部の保護者からは対応について要望も出ています。相談には速やかに対応し、職員間で相談内容を検討・共有し、保育の質の上昇に生かしています。また、検討結果を「個人面談記録」や「保護者支援と健康に関する経過記録」に記載し管理しています。保護者の意見や言葉が職員の励みになったり、次の活動へ生かすことにつながったり、リスク対応への取組になったりしています。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>危機管理プロジェクト担当7名による会議を毎月開催し、園の立地周辺状況や危機管理に関わる課題を整理して検討しています。事故発生時の対応と安全確保については「危機管理マニュアル」にもとづき、責任、手順等を職員に周知しています。市内で発生した保育事故事例やガイドライン等の情報を職員間で共有して発生要因を分析し、園での予防策を検討しています。日々のヒヤリハットを記録し、会議で議題に取り上げ、全職員で検討して生活動線を見直すなど改善につなげています。</p>	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対策については看護師を担当者として予防策、発生時緊急時の子どもと保護者への対応、職員相互の安全確保について、体制を整備して取り組んでいます。感染予防対策として、検温や手指消毒をはじめ、換気、消毒時間帯を決めて次亜塩素酸による拭き掃除等を実施しています。また、食中毒マニュアル、嘔吐処理マニュアル、嘔吐物処理セットを備えています。マニュアルや様式については定期的に見直しを行い、保護者へは感染症に関わる課題を多方面から確認して情報提供しています。</p>	

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

<コメント>

園敷地の一部が土砂災害区域となっており危機管理プロジェクトを立ち上げ、避難訓練の方法や備蓄品置き場の見直し、マニュアルの更新を行い、災害や防犯等に備えています。また、避難経路図、震災発生から時間別対応表、地震・火災時の職員対応、風水害の対応など、必要な対応策を講じています。防災訓練計画表、自衛消防隊を編成し、毎月避難訓練や不審者対応訓練に取り組んでいます。警察署生活安全課署員による防犯や不審者への対応等について安全確保の講和を聞き、必要な対策をより強化していくことを確認しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
---------------------------------	---------

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a

<コメント>

川崎市が策定している各種マニュアルをもとに、園の標準的な方法を生田保育園「保育運営マニュアル」で明確にして職員に周知しています。マニュアルは、保育に関する確認事項など、日々の保育に必要な内容や各種個別マニュアルとも連携しています。毎月の乳児・幼児会議やリーダー会議などでは、各クラスの反省を通じて標準的な実施方法に沿って保育が行われているか検証しています。画一的にならずに柔軟に保育を行い、子ども一人ひとりに応じた保育ができるよう、職員のスキルアップに努めています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a

<コメント>

園長や園長補佐、主任等は、保育の標準的な実施方法の検証、見直しを行っています。また、保育士の自己評価の結果や、保護者からの意見などを参考に、職員全員で考え、意見を出して確認しています。毎月の乳児・幼児会議、全体会議や毎月のクラス反省、4半期ごとの年間計画振り返りの際に、評価、見直しを行う仕組みができています。職員からの意見のほかに保護者からの日々の送迎時の申し出、意見箱、個人面談などから得た意見・提案も考慮し、必要に応じて標準的な実施方法に反映しています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
-------------------------------------	--

【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a

<コメント>

川崎市書式の児童票や看護師による確認票などで、子どもや保護者に関する情報を把握しています。入園時に保護者から家庭の状況、子どもの発達状況やアレルギー対応などに関して、栄養士・看護師を含めた個人面談を行い確認しています。指導計画には必要に応じて、川崎市の発達相談員、地域の療育センターなど専門機関の職員の助言なども反映しています。保育所保育指針をもとに全体的な計画、年間指導計画を作成し、月間指導計画に反映しています。指導計画は、乳児・幼児会議、全体会議で評価、反省を行い、次月に生かしています。支援が難しいケースでは、外部の専門機関に相談し、発達相談支援コーディネーターとも連携しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a

<コメント>

指導計画の評価や見直し手順については川崎市の定めに沿って行い、課題を抽出して次の指導計画作成に生かしています。計画は保育ドキュメンテーションを活用し、主体的な保育、育てほしい10の姿の実践を定期的に検証しています。多角的な視点で考えられるようにフロアリーダーやフリーの保育士も評価に加わっています。園は多様なケースの子どもを受け入れていることを自覚して、指導計画を緊急に変更する手順を決め、職員や保護者からの意見や提案を反映する仕組みを作っています。指導計画変更後には乳児・幼児会議、全体会議などの場で、職員が情報を共有して保育にあたっています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
----------------------------	--

【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b

<コメント>

記録は川崎市や園での統一様式で行っています。文書を簡潔に記載することにより業務改善に取り組んでいます。データの管理方法や周知の仕方を職員間で確認し、記録を中心とした業務が効率よく進むように努めています。各記録の書き方については会議などで確認し、職員間で書き方に差異が生じないようにしています。会議の種類や時期を定め、園全体で定期的に情報共有をしています。紙情報のファイルや共有サーバーによるICT活用などを進めていますが、整理と共有化に課題を認識しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

子どもなどの個人情報の記録や取り扱いについては、川崎市の保存文書規定の「公文書簿冊表」にて廃棄基準などを定めています。職員は入職時に誓約書を提出し、「個人情報の取り扱い」によって適正な対応を行っています。記録管理の責任者は園長です。年に一回サービスチェックを行い、個人情報について再確認しています。保護者に対しては、入園時の説明会や年度初めの懇談会で説明しています。保護者に重要事項に記載されている個人情報保護に関する取組を説明し、同意を得て署名捺印をもらっています。